

平成29年度 第3回大島町農業委員会総会議事録

平成29年度定例大島町農業委員会が、平成29年6月26日（月）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| 1、土屋茂 | 2、小坂一雄 | 3、新保鐵雄 | 4、五十嵐初代 | 5、中村富長 |
| 6、澤田波夫 | 7、伊藤潔 | 8、春木望 | 9、向山吉昭 | 10、笠間隆夫 |
| 11、山本政一 | | | | |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | | | |
|--------|---------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、山下ひとみ | 3、篠原万千 | 4、志村貞昭 |
|--------|---------|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 欠席無し 農地利用最適化推進委員 2、山下ひとみ

4、出席職員は次の通り

野村昌宏 観光産業課長
山田貴訓 農業係長
雨宮祐一郎 主査
藤井琢磨 主任

5、付議された案件

日程第1：農地の権利移動の許可について

日程第2：農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について

日程第3：その他

6、本日の書記は次の通り

主任 藤井琢磨

土屋議長 それでは、平成29年度第3回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は4名中3名参加していただいています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は11番委員と2番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の藤井氏を指

名いたします。それでは日程第1「農地の権利移動の許可」についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局(藤井) 日程第1が3件ございますので、1件ずつご説明いたします。資料をご覧ください。「農地の権利移動の許可」について議案第3号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□▲番▲、○○、▲歳。譲渡人は□▲番地▲、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を無償にて取得し、トマト、キュウリ、ナス等野菜類及び柿、びわ、梅等を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者2名です。労力状況につきましては、労働力男1名。女1名。既存の農業機械等ですが、耕運機1台、草刈機1台、チェンソー1台を所有しております。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地、□▲番▲は、□▲号線の□バス停を過ぎ、○を右折、約▲m道なりに進んだ進行方向左手に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 議案第3号についてご意見ございませんか。

新保委員 3番。

土屋議長 はい、3番。

新保委員 23日に私と春木さんと山本さんで行ってきました。場所は□。現在は整地されていて綺麗になっている状態です。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。

小坂委員 2番。

土屋議長 はい、2番。

小坂委員 今、新保さんの説明で現地調査を新保さん、山本さん、春木さんの□地区の人がやっているけど、これは□ですよ。□の場合は□地区がカバーするのが今までの関連だったんだけど、どうしたんですか。

新保委員 伊藤さんと連絡が取れませんが。本来は伊藤さんがこれを見ていただいて、□は私の管轄なので声をかけましようっていうのが筋だと思うんですけど。

小坂委員 前々回もそういうことがありましたよね。□地区の□で山本さんが一生懸命調査していたこと。あれも伊藤さんの係ですよ、□地区は。

土屋議長 伊藤さんから何かありましたら。

伊藤委員 ちょっとその辺の事を聞いていなかったの。

土屋議長 今後7番委員さんは□、□、□がありましたらお願いします。今後気を付けてください。日程第1の議案第3号につきましてはご意見ございませんか。最後まとめて決をとります。

事務局(藤井) 続きまして日程第1、議案第4号「農地の権利移動の許可」についての説明をさせていただきます。申請人及び譲受人は□▲丁目▲番▲号、○○、▲歳。譲渡人は□▲丁目▲番▲号□▲、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を売買にて取得し、ジャガイモ、玉ねぎ等野菜類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といた

しまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、女1名。既存の農業機械等ですが、耕運機2台、噴霧器1台、草刈機1台を所有しております。申請地、□▲番▲は、□から山側へ、約▲m道なりに進んだ進行方向右手に位置します。次のページをご覧くださいと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございます。続きまして地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

春木委員 8番。

土屋議長 はい、8番。

春木委員 23日に山本さん、新保さん、私の3人で行って参りました。まだ雑木林そのままなのでこれから畑にするには大変だろうと思います。そういった現状です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。続きまして議案第5号に入ります。

志村推進委員 はい。

土屋議長 はい、志村推進委員。

志村推進委員 補足説明をします。持ち主は相続だと思います。娘、あるいは友人が売買で取得した土地を今度は荒木という一つの今までの土地を求めて開墾して畑にするのが上手な人で有効にこの土地が復活することを願っています。8番さんが言う雑木林っていうか傾斜地と言って杉の木が埋まっています、そこをユンボっていう機械で造成にかかっています。その下が段違いで等高線の地図を見れば分かると思うけど、浜の湯の水源になっている沢。一段高いところです。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。続きまして議案第5号について事務局より説明をお願いします。

事務局(藤井) 議案第5号について、ご説明いたします。申請人及び譲受人は□▲丁目▲番▲号、○○、▲歳。譲渡人は□▲番の▲、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を売買にて取得し、里芋、さつま芋等イモ類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、女1名。既存の農業機械等ですが、耕運機2台、噴霧器1台、草刈機1台を所有しております。次のページをご覧くださいと申請地への案内図となっております。申請地、□▲番▲は、□から山側へ、約▲m道なりに進んだ進行方向右手に位置します。次のページをご覧くださいと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員からの現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

春木委員 8番。

土屋議長 はい、8番。

春木委員 ○○さんは○○さんの叔母さんにあたる。土地は前回と同じように並んでいます。杉の木も埋まっています。殆ど雑木林なんですけど状況は同じだと思います。○さんは重機も持っていますので畑にするのには簡単に出来ると思っています。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。4号、5号で結構です。

- 笠間委員 10番。
- 土屋議長 はい、10番。
- 笠間委員 ちょっと参考までに色々とお教えももらいたいのですが▲歳の方で女性の主婦でいて耕運機2台持っている。今現在どの位の畑を耕作しているのか分かりますか。
- 事務局(藤井) 申請書が今手元にないので確認させていただきます。後ほど回答します。今後、2名の方が一緒に行く予定です。これから一人で全部やるのではなくて3名体制で行うということで申請いただきました。
- 土屋議長 他にありますか。
- 志村推進委員 ちょっとこれストップな。
- 土屋議長 ストップだったら休憩ですね。
- 志村推進委員 ざっくばらんに言うと
- 土屋議長 休憩といたします。
(～休憩～)
- 土屋議長 それでは再開いたします。その他ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1「農地の権利移動の許可」について議案第3号、4号、5号について。
- 事務局(藤井) 先ほどの質問の回答なのですが、今後2名増員ということで合計3名での営農を予定しているということでした。別の質問で現在までに世帯の方が所有しているという農地の面積なんですけど、自作地として▲㎡の農地を所有して耕作しているということでした。以上です。
- 土屋議長 よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1「農地の権利移動の許可」について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。これは3号、4号、5号です。
(～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、日程第1については、原案のとおり承認いたします。それでは日程第2、「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見」について事務局からの説明をお願いします。
- 事務局(藤井) 議案第6号について説明いたします。「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見」についてです。申請人及び借受人は□、○○、▲歳。貸し渡し人は□、○○、▲歳。申請地は2筆ございまして、□▲番▲、面積は▲㎡、□▲番▲、面積は▲㎡の合計▲㎡です。申請事由ですが、借受人である○○は、公務員とし勤務しており、□にて夫婦と子で暮らしているが、契約期間が満了のため退去しなくてはならない。申請人である○○は自己住宅を建設する為の土地を所有していないことから、今回申請地を使用貸借により所有者である○○より無償で借受け(20年間)、自己住宅を建設するというものです。申請地の農地区分といたしましては、農業振興地域以外の農地であり第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判断されます。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□▲号線□を□方面に上りまして、□前を左折▲mほど進み、進行方向右手にあ

ります。次のページをご覧くださいますと申請地の公図、次のページをご覧くださいますと転用計画図となります。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

向山委員 9番。

土屋議長 はい、9番。

向山委員 「農地の転用のための権利移動」について補足説明いたします。平成29年6月25日、地元委員の小坂さん、中村さん、私の3委員にて申請地の調査、見回りをいたしました。その結果3委員とも申請どおり異議なしと認めましたので、各委員の方々もよろしくお願ひいたします。申請地の隣接地には西側は町道、東側は普通畑、北と南側は普通畑と住宅地となっております。地域全体でみると住宅地が主です。申請地以外は更地で生活用の水道管も敷設済。〇さん側からの施設ですね。町道に配水道も完備されておりますので、隣接に迷惑をかけることはないと思います。申請地は□の奥まった場所なので、潮風も当たらず日照時間も長く住宅地としては最良の場所です。近隣への土砂流出も考えられません。西側の入り口はセメント張りで管理済、南側は土手になっておりますので。防風林はL型に北側と西側には松の木が植えてあります。申請地の場所は先ほど事務局の説明したとおりです。余談ですが〇〇さんは〇さんの娘さんの夫です。以上補足説明を終わります。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願ひます。よろしいですか。では議案第7号事務局からの説明をお願いします。

事務局(藤井) はい。それでは説明いたします。「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見」についてです。申請人及び譲受人は□、〇〇、▲歳。譲渡人は□▲丁目▲番▲号、〇〇、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲㎡。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、施設職員とし勤務しており、□にて夫婦で暮らしながら、今後の定住するための住宅を探していた。申請人である〇〇は自己住宅を建設する土地を所有していないことから、今回申請地を売買により所有者である〇〇より取得し、自己住宅を建設するというものです。申請地の農地区分といたしましては、農業振興地域内の農地以外の農地であり、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判断されます。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□▲号線□を□方面へ▲mほど上がり左折、進行方向右手にあります。次のページをご覧くださいますと申請地の公図、次のページをご覧くださいますと転用計画図となります。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

新保委員 3番。

土屋議長 はい、3番。

- 新保委員 現地調査を23日に私と春木さんと山本さんで行ってまいりました。現地は□のすぐ下で南側は畑。北側、西側に住宅。こちら辺り帯は住宅地で問題ないと思っております。以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。
- 向山委員 はい。
- 土屋議長 はい、9番。
- 向山委員 先ほど私が説明しました6号議案ですね。これの転用計画図が載っているんですけど、これは基本的に最低のがうまく載っているんですよ。ところが7号議案の場合、転用計画図の配置が載っていますね。これは何ヶ月前か分からないけど、ある委員がプライベートの関係でこういう細かくは載せないようにと決まったはずなんだけど。ここまで載せる必要ないんだよ。前にそういう話があったはず。
- 事務局(藤井) すみません。今後気を付けます。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。
- 志村推進委員 はい。
- 土屋議長 はい、志村推進委員。
- 志村推進委員 この図面でまたページ数が最近入っていないから分からないけど、申請地の構図を見てもらえば。申請地の角地▲-▲は直接関係ないんだけど、ここは以前申請があつて許可相当ってことになって、その少し右にしたんだけど、取下げか何かでてる、この角地。
- 事務局(雨宮) はい、取下げでています。
- 志村推進委員 それで委員会にかけた。
- 事務局(雨宮) 議決がいらないということでしたので、申請者の方がご自身で。
- 志村推進委員 こちらからではなく自分でってこと。要するに自分で取下げた。
- 事務局(雨宮) はい、その通りです。
- 志村推進委員 報告は。
- 事務局(雨宮) 報告はもしかしたら当時は洩れていたかもしれません。
- 志村推進委員 そういうことで取下げたそうですから。直接は関係ないけど、この申請書には。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第2、「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見」について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (~全員 挙手~)
- 全員賛成ですので、日程第2の6号、7号議案については、原案のとおり許可相当とし、東京都へ進達いたします。続いて、日程第3「その他」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局(藤井) 日程第3について説明いたします。平成29年度大島町農地賃借等要望申出書が2件ございまして、1件ずつ説明をさせていただきます。1件目の□、○○さんなのですが、次のページをご覧くださいと地図が載ってまして、□▲番▲なのですが、申請を受けた後に事務局で確認をしたのですが、もう1枚めくっていただいた地図を確認いただきますとこちらの場所が町の土地の中に入っております、その場合、どこまでが○さん

の農地かってことを確認しないといけないので、今回の1件目の案件の幹旋については一度保留とさせていただきます。続きまして2件目の申請人は、□▲丁目▲番▲号、○。申請地は、□▲番▲及び□▲番▲の2筆で、地目は畑（農業振興地域）で、面積は▲㎡と▲㎡の合計▲㎡です。申請地は、□▲号線□を□方面へ約▲m進み左折、道なりに▲mほど進んだ進行方向右手側に位置します。農地については、大島町の農業委員会の売買の幹旋を要望するものです。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これは説明ですけど、その他をお願いします。

事務局(藤井) その他についてですが、皆さんのお手元に大きいファイルを一部ずつ置かせていただいたのですが、こちらが今年の農業委員さん、推進委員さんをお願いしていた、農地利用状況調査になっておりまして、そちらのファイルを見ていただきたいのですが、前回、表記、調査方法がA、B等と記号を付けていただいたのですが、今回はそちらの表にあります5つのところから1つに○をしていただきたくて、評価基準については1ページ目に付けさせていただいているのですが良好、遊休2号、遊休1号、荒廃農地B、その他の5つの分類に分かれていますので、こちらに○をしていただきたいと思います。対象農地については前回調べていただいたところから耕作していなくて、再生が困難な農地でしたり再生を目指していく農地は今回除外していますので、件数が減っております。担当地区に関しましては、土屋さんが野増、小坂さんが差木地、新保さんが北の山、五十嵐さんが波浮港、中村さんが差木地、澤田さんが波浮港、伊藤さんが岡田、春木さんが元町、向山さんが差木地、笠間さんが野増、山本さんが北の山、最適化推進委員の皆さんは吉田さんが野増、山下さんが北の山、篠原さんが元町、志村さんが泉津となっております。説明は以上です。

土屋議長 この件につきましてご意見のある方は挙手願います。

向山委員 9番。

土屋議長 はい、9番。

向山委員 差木地は私と中村さんと小坂さんとありますけど、同じですね。

事務局(藤井) 全て資料は同じになっていますので担当の方々に分けていただきたいと思います。締切りが9月末なので、農業委員会が9月25日に開催されますので、それまでにお願ひできればと思っております。総件数が前回は全部で8,000件弱だったんですが今回は2,000件ほどになっておりますので。

土屋議長 よろしくお願ひします。

中村委員 2,000件っていうのは全部で2,000件。

事務局(藤井) はい、全部です。

小坂委員 9月まで。

土屋議長 9月の農業委員会まで。

向山委員 休憩入れてもらっていいですか。

土屋議長 休憩といたします。

(～休憩～)

土屋議長 それでは再開いたします。その他ご意見はございますか。

志村推進委員 はい。

- 土屋議長 はい、どうぞ。
- 志村推進委員 私達4人の条例の写しを請求いたします。農業委員から私達は指名されているのだから、農業委員に条例の写しを。推進委員のだけでいいよ。条例の写しを支持してください。
- 事務局(藤井) はい、了解しました。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。特にないようですので、これをもちまして第3回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会	委員
大島町農業委員会	委員